

意見書案第17号

带状疱疹ワクチンへの助成並びに定期接種化を求める意見書の提出について
別紙のとおり意見書を提出する。

令和4年12月13日

提出者	甲賀市議会議員	堀	郁子
賛成者	同	田	中将之
同	同	木	村真雄

甲賀市議会議長 谷 永 兼 二 殿

带状疱疹ワクチンへの助成並びに定期接種化を求める意見書

带状疱疹は、過去に水痘に罹患した者が、加齢や過労、ストレスなどによる免疫力の低下により、体内に潜伏する带状疱疹ウイルスが再燃し発症するものである。

日本人では、50歳代から発症率が高くなり、80歳までに3人に1人が発症するといわれており、治療が長引くケースや後遺症として痛みなどの症状が残るケースもある。

この带状疱疹の発症予防のために、ワクチンが有効とされているが、費用が高額になることから接種を諦める高齢者も少なくない。

带状疱疹による神経の損傷によって、その後も痛みが続く「带状疱疹後神経痛」と呼ばれる合併症に加え、角膜炎、顔面神経麻痺、難聴などを引き起こし、目や耳に障害が残ることもあるともいわれている。

そこで政府に対して、一定の年齢以上の国民に対するワクチンの有効性等を早急に確認し、带状疱疹ワクチンの助成制度の創設や予防接種法に基づく定期接種化を強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年12月 日

甲賀市議会議長 谷 永 兼 二

内閣総理大臣
厚生労働大臣 あて
財務大臣

意見書案第18号

知的障がい者・知的障がい行政の国の対応拡充を求める意見書の提出について
別紙のとおり意見書を提出する。

令和4年12月13日

提出者	甲賀市議会議員	木	村	眞	雄
賛成者	同	田	中	將	之
同	同	堀		郁	子

甲賀市議会議長 谷 永 兼 二 殿

知的障がい者・知的障がい行政の国の対応拡充を求める意見書

身体障がい者は「身体障害者福祉法」で定義され、精神障がい者は「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」で定義されている。ところが、知的障がい者に関しては、「知的障害者福祉法」で知的障がい者に対する福祉サービスは規定されているものの、知的障がい、あるいは知的障がい者の定義は規定されていない。

また、身体障がい者、精神障がい者、知的障がい者の手帳制度について、身体障がい者と精神障がい者の手帳は、法律に基づき交付・運営されているが、知的障がい者の療育手帳の制度は、厚生事務次官通知に基づき各都道府県知事等の判断により実施要項を定め、交付・運営されている。

知的障がいについては自治体により障がいの程度区分に差があり、また各判定機関におけるボーダーラインにも差が生じている。自閉症の方への手帳交付は、都道府県によって対応が異なっている。

実際に、「精神障害者保健福祉手帳」を交付するところ、「療育手帳」を交付するところ、その両方を交付するところ等、様々な自治体がある。

よって政府に対して、国際的な知的障がいの定義や、自治体の負担等も踏まえた判定方法や基準の在り方の検討を踏まえ、知的障がい行政・手帳制度を、国の法律による全国共通の施策として展開することを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年12月 日

甲賀市議会議長 谷 永 兼 二

内閣総理大臣
厚生労働大臣 あて

意見書案第19号

世界平和統一家庭連合（旧統一協会）の解散命令を求める意見書の提出について
別紙のとおり意見書を提出する。

令和4年12月13日

提出者	甲賀市議会議員	山岡光広
賛成者	同	岡田重美
同	同	西山実

甲賀市議会議長 谷永兼二 殿

世界平和統一家庭連合（旧統一協会）の解散命令を求める意見書

世界平和統一家庭連合（旧統一協会）による違法・不当な伝道と反社会的行為が次々と明るみになり、大きな社会問題となっている。先祖の崇りがあるなどと称して高額な壺や印鑑を売る靈感商法をはじめ多額の献金、さらには合同結婚式、二世に対する人権侵害、最近では違法な養子縁組を繰り返していたことも明らかになった。さらに自民党など政治家との癒着がとどまるところを知らず、政治を歪めてきたことも問題となっている。新たな被害を生みださないためには徹底的な対策が必要である。また政治家との癒着を断ち切ることが求められている。

宗教法人法第81条は、「法令に違反して著しく公共の福祉を害すると明らかに認められる行為」があった場合に所轄官庁が裁判所に解散命令の請求を行えると定めている。

旧統一協会による被害は重大で、いまなお継続している。刑事裁判を含め複数の裁判において旧統一協会の組織的違法性が認定されている。旧統一協会が発表した「コンプライアンス宣言」や「教会改革」は、自らの団体の違法性等を認めるものではなく、問題解決のための実効性も期待できない。オウム真理教の解散請求と比較しても旧統一協会に関する解散命令請求に消極的になる理由はない。以上の点を総合的に判断しても、直ちに解散命令の請求を行うことが求められている。新聞の世論調査でも82%が解散命令を請求すべきと回答している。解散命令が出されても、宗教団体や信者の信仰が規制されるものではない。

よって、本市議会は政府に対して、旧統一協会の解散命令を裁判所へ速やかに請求するよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年12月 日

甲賀市議会議長 谷 永 兼 二

内閣総理大臣

文部科学大臣 あて

総務大臣

法務大臣

意見書案第20号

原発運転期間の原則40年ルールを守り厳格な運用を求める意見書の提出について

別紙のとおり意見書を提出する。

令和4年12月13日

提出者	甲賀市議会議員	西	山	実
賛成者	同	山	岡	光 広
同	同	岡	田	重 美

甲賀市議会議長 谷 永 兼 二 殿

原発運転期間の原則40年ルールを守り厳格な運用を求める意見書

福島第一原発事故の際、第一原発1号炉は運転開始40年の特別な検査に合格したばかりでも事故は起きた。この悲惨な事故の教訓に基づき、2012年、与野党合意の上で、「原子炉等規制法」に運転期間を原則40年とし原子力規制委員会の審査を経て1回だけ20年延長できる旨の規定が盛り込まれた。

経済産業省は、GX（グリーントランスフォーメーション）の一環として、原発の運転期間の延長を打ち出した。それを受け、原子力規制委員会は、10月5日、原発運転期間を原則40年と定めた原子炉等規制法の規定を削除することを容認する意向を示した。

老朽原発を動かすことは極めて大きな危険を伴う。運転により原子炉が中性子にさらされることによる劣化に加え、運転休止中も時間の経過に伴い、配管やケーブル、ポンプ、弁など原発の各設備・部品が劣化する。交換できない部品も多く、電力会社の点検できる範囲も限定的である。

また、設計が古いことによる構造的な欠陥も深刻な事故を引き起こす原因となる。これらのリスクを踏まえれば、運転開始から休止期間も含めて原則40年を運転期間とする現行の規定をゆるめることは問題である。

規制委の山中伸介委員長は、「原発の運転期間は利用政策であり、規制委が意見を述べるべきではない」としたが、原発の老朽化に関する審査にはおのずと技術的物理的な制約があり、運転期間に上限を設けることは規制の一部として極めて妥当な手段である。

福島原発の事故が証明したように、原発は一旦重大事故を起こせば、地域的にも時間的にも広範な被害を周囲に及ぼすことになる。原子炉等規制法を託された規制委はこの規定を設けた立法者意思を遵守する義務がある。利用政策を担当する経済産業省が削除を求めたからといって、それに従うことは、利用政策に規制政策が従属することになる。それは、規制と利用の分離によって、原子力規制を担保するとした、原子力規制委員会設置法の趣旨にも反する。

よって老朽原発の運転期間制限をゆるめず、現行の原発運転期間の「40年ルール」を厳格に運用するよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年12月 日

甲賀市議会議長 谷 永 兼 二

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣 あて
経済産業大臣

意見書案第21号

介護保険制度の改悪をやめ、制度の充実を求める意見書の提出について
別紙のとおり意見書を提出する。

令和4年12月13日

提出者	甲賀市議会議員	岡田重美
賛成者	同	山岡光広
同	同	西山実

甲賀市議会議長 谷永兼二 殿

介護保険制度の改悪をやめ、制度の充実を求める意見書

2024年の介護保険法改正に向け、厚生労働省の社会保障審議会介護保険部会が見直しの議論を本格化させている。

見直しの具体的項目には、介護保険サービスの利用料2～3割負担の対象拡大、要介護1、2の訪問介護・通所介護の保険給付外し、ケアプランの有料化、老健施設などの相部屋（多床室）の有料化、保険料の納付年齢の引き下げと利用年齢の引き上げなど7項目が挙げられているが、いずれも国民に耐えがたい負担増と給付減を押し付ける中身であり、これらは過去の制度改定の議論でも反対の声が強く、提案と見送りが繰り返されてきた経緯がある。次期改定をめぐっても、厚労省が9月に検討課題とした当初から反対や懸念の声が噴出している。

介護事業所や専門職員などで作る介護関係8団体は10月21日に連名で、要介護1、2の訪問介護などを保険給付から外せば利用者の自立を阻害して重度化を招くとともに、家族介護の負担を増やし介護離職にもつながるとする改悪反対の要望書を厚労省に提出。31日には、日本介護支援専門員協会や農協関連の団体など6団体が連名で、ケアプラン有料化に反対する要望書を出している。同日の介護保険部会でも、これらの団体の委員が改めて反対を表明。委員からは「利用控えが生じる」「重度化を招く」などの反対意見が続出した。

見直しの7項目が実施されれば、コロナ禍で疲弊し、物価高騰に苦しむ高齢者や家族はさらに負担を強いられ、必要な介護を受けられなくなる人も続発しかねない。そもそも、高い保険料を払い続けてきた人が、要介護と認定されたにもかかわらず、保険給付に基づくサービスが使えないというのは、「保険」という仕組みのあり方の根幹に関わる大問題である。

よって、国においては、介護保険制度のこれ以上の改悪をやめ、制度の充実を図るよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年12月 日

甲賀市議会議長 谷 永 兼 二

衆議院議長
参議院議長 あて
内閣総理大臣
厚生労働大臣
財務大臣